沖縄県立芸術大学崎山キャンパス彫刻棟LED設備改修工事 (電気設備工事)

図面番号	図 面 名 称	縮 尺 (A1)	図面番号	図 面 名 称	縮 尺 (A1)
E-00	表紙・ 図面目録	N/S	E-07	更新電灯設備照明姿図	1/100
E-01	電気設備特記仕様書(1)	N/S	E-08	更新電灯設備 1・2階平面図彫刻棟(1)	1/100
E-02	電気設備特記仕様書(2)	N/S			1/100
E-03	電気設備特記仕様書(3)	N/S			
E-04	電気設備 配置・案内図	1/500			
E-05	撤去電灯設備照明姿図	N/S			
E-06	撤去電灯設備 1・2 階平面図彫刻棟(1)	1/100			

令和 7 年度

公立大学法人 沖縄県立芸術大学

工事	名称	沖縄県立芸術大学崎山	Jキャンパス彫刻棟LED	投備改修工事	I	年度		令和7年度
工事	場所	沖縄県那	3覇市首里崎山4丁	目212+-1	図面	名称		表紙・目録
発注	機関	公立大	公立大学法人 沖縄県立芸術大学					NOSCALE
摘	要				図面	番号		E-00
		管理建築士	設計	製図		名	称	ICS株式会社
検	即				設計	資格物	氏名	1 級建築士第266102号 知念 良正
					者	豊 録	番号	事務所登録番号 第 13X-3517 号
						所ぞ	主地	沖縄県中頭郡北谷町美浜1丁目-6-1

建築工事特記仕様書【電気設備工事編】 沖縄県土木建築部

令和7年7月改定版

1 工事概要

- (1) エ 事 名 : 沖縄県立芸術大学崎山キャンパス彫刻棟LED設備改修工事
- (2) 工事場所:沖縄県那覇市首里崎山4丁目212+-1

(:	5) 建物做安			
	建築物の名称	構造及び階数	延べ面積	用途区分
			(m2)	消防法施行令別表第一
	彫刻棟	2 階		
	計			

(注:延べ面積は建築基準法による表記)

4)	工車利日	(〇印を付けたものを適用する)	
4)	1事科日	(()日)を付けたも())を個用する)	

正事科目	4 / 工事符目 (〇印を刊り	たりひと週刊する/						
電灯設備 動力設備 電熱設備 雷保護設備 受変電設備 受変電設備 発電設備 養電設備 構内情報通信網設備 構内交換設備 情報表示設備 映像・音響設備 拡声設備 誘導支援設備 テレビ共同受信設備 監視カメラ設備 駐車場管制設備 防犯・入退室管理設備 火災報知設備 中央監視制御設備 構内内配電線路 構内内配電線路 構内直電線路 青口連電波路 素生材処理 登光材処理 の 報去工事 軽微な機械設備工事	工事科目	建物別及び屋外						
動力設備 電熱設備 雷保護設備 受変電設備 で変電設備 発電設備 発電設備 構内情報通信網設備 構内内情報通信網設備 構内交換設備 「特像・音響設備 拡声設備 拡声設備 医視力メラ設備 医視力メラ設備 監視カメラ設備 監視カメラ設備 監視カメラ設備 を監視力メラ設備 を監視力メラ設備 を監視力メラ設備 を監視力が高速管理設備 大災報知設備 中央監視制御設備 中央監視制御設備 構内通電線路 青内通電線路 テレビ電波障害防除設備 発生材処理 撤去工事 軽微な機械設備工事		│ 改修		屋外				
電熱設備 雷保護設備 受変電設備 電力貯蔵設備 発電設備 養電設備 構内情報通信網設備 構内交換設備 情報表示音響設備 拡声設備 誘導支援設備 テレビ共同受信設備 監視カメラ設備 駐車場管制設備 防犯・入退室管理設備 火災報知設備 中央監視制御設備 中央監視制御設備 構内通電線路 青内通電線路 青レ連電波障害防除設備 発生材処理 撤去工事 軽微な機械設備工事	電灯設備	0						
雷保護設備 受変電設備 電力貯蔵設備 発電設備 構内情報通信網設備 構内交換設備 情報表示設備 映像・音響設備 拡声設備 誘導支援設備 テレビ共同受信設備 監視カメラ設備 駐車場管制設備 防犯・入設を管理設備 火災報知設備 中央監視制御設備 中央監視制御設備 構内配電線路 構内通信線路 精内通信線路 テレビ電波障害防除設備 発生材処理 軽微な機械設備工事	動力設備							
受変電設備 電力貯蔵設備 発電設備 構内情報通信網設備 構内交換設備 情報表示設備 映像・音響設備 拡声設備 誘導支援設備 テレビ共同受信設備 監視カメラ設備 駐車場管制設備 防犯・入退室管理設備 火災報知設備 中央監視制御設備 構内配電線路 構内配電線路 構内通信線路 テレビ電波障害防除設備 発生材処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	電熱設備							
電力貯蔵設備 発電設備 構内情報通信網設備 構内交換設備 情報表示設備 映像・音響設備 拡声設備 誘導支援設備 テレビ共同受信設備 監視カメラ設備 駐車場管制設備 防犯・入退室管理設備 火災報知設備 中央監視制御設備 構内配電線路 構内通信線路 テレビ電波障害防除設備 発生材処理 軽微な機械設備工事	雷保護設備							
発電設備 構内情報通信網設備 構内交換設備 情報表示設備 映像・音響設備 拡声設備 誘導支援設備 テレビ共同受信設備 監視カメラ設備 駐車場管制設備 防犯・入退室管理設備 火災報知設備 中央監視制御設備 構内配電線路 構内配電線路 構内通信線路 テレビ電波障害防除設備 発生材処理	受変電設備							
構内情報通信網設備 構内交換設備 情報表示設備 映像・音響設備 拡声設備 誘導支援設備 テレビ共同受信設備 監視カメラ設備 駐車場管制設備 防犯・入退室管理設備 火災報知設備 中央監視制御設備 構内配電線路 構内通信線路 テレビ電波障害防除設備 発生材処理	電力貯蔵設備							
構内交換設備 情報表示設備 映像・音響設備 拡声設備 誘導支援設備 テレビ共同受信設備 監視カメラ設備 駐車場管制設備 防犯・入退室管理設備 火災報知設備 中央監視制御設備 構内配電線路 構内通信線路 テレビ電波障害防除設備 発生材処理 軽微な機械設備工事								
情報表示設備 映像・音響設備 拡声設備 誘導支援設備 テレビ共同受信設備 監視カメラ設備 駐車場管制設備 防犯・入退室管理設備 火災報知設備 中央監視制御設備 構内配電線路 構内配電線路 構内通信線路 テレビ電波障害防除設備 発生材処理 軽微な機械設備工事	構内情報通信網設備							
映像・音響設備 拡声設備 誘導支援設備 テレビ共同受信設備 監視カメラ設備 駐車場管制設備 防犯・入退室管理設備 火災報知設備 中央監視制御設備 構内配電線路 構内通信線路 テレビ電波障害防除設備 発生材処理 整微な機械設備工事								
拡声設備								
誘導支援設備 テレビ共同受信設備 監視カメラ設備 駐車場管制設備 防犯・入退室管理設備 火災報知設備 中央監視制御設備 構内配電線路 構内通信線路 テレビ電波障害防除設備 発生材処理 軽微な機械設備工事								
テレビ共同受信設備 監視カメラ設備 駐車場管制設備 防犯・入退室管理設備 火災報知設備 中央監視制御設備 構内配電線路 構内通信線路 テレビ電波障害防除設備 発生材処理								
監視カメラ設備 駐車場管制設備 防犯・入退室管理設備 火災報知設備 中央監視制御設備 構内配電線路 構内通信線路 テレビ電波障害防除設備 発生材処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
駐車場管制設備 防犯・入退室管理設備 火災報知設備 中央監視制御設備 構内配電線路 構内通信線路 テレビ電波障害防除設備 発生材処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
防犯・入退室管理設備								
火災報知設備 中央監視制御設備 構内配電線路 構内通信線路 テレビ電波障害防除設備 発生材処理 撤去工事 軽微な機械設備工事	駐車場管制設備							
中央監視制御設備 構内配電線路 構内通信線路 テレビ電波障害防除設備 発生材処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
構内配電線路 構内通信線路 テレビ電波障害防除設備 発生材処理 撤去工事 軽微な機械設備工事								
構内通信線路 テレビ電波障害防除設備 発生材処理								
テレビ電波障害防除設備 発生材処理 撤去工事 軽微な機械設備工事								
発生材処理 ○ 撤去工事 ○ 軽微な機械設備工事 ○	構内通信線路							
撤去工事 O 軽微な機械設備工事								
軽微な機械設備工事		0						
		0						
軽微な建築工事								
	軽微な建築工事							

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和 年 月 日 時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び 令和 年 月 日 の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 電気設備工事仕様

(1)標準仕様書等

- 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定 の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(令和7年版)(以下「標準仕様書 」という。)
- イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」 (令和4年版)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)に よる。

(2) 特記仕様

ア

- ア 項目の番号に〇印が付いた特記事項を適用する。 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に〇印が付いたものを適用する。た だし、〇印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に〇印がある場合は
- 項目に記載の(. . .) 内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

- ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確 に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。
- 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。
- 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、 労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃よ り雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
- 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下 請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。)がアからつまでと同様の義務を負う旨 を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」(平成19年7月24日)に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督 員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこ
- 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に 報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。
- ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれが ある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。
- (3) ワンデーレスポンスの実施
- ア この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応するとである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで日のラナーにオースである。 議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
- 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。
- 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。
- エ 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があ るため、協力すること。
- (4) 工事監理業務への協力等
- 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項 並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委 託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行
- に協力すること。 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。
- 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者 等に提出すること。
- エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出す
- (5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と 随意 契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と 随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事 の請負比率 (元契約額÷元設計額) を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格 等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建 設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から 選定するように努めなければならない。

8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること

- なお、これについては、下請業者へも周知すること。
- (9) ダンプトラック等による過積載等の防止について
- ア 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りす ることのないようにすること。
- 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
- (10) 不正軽油の使用の禁止等について
 - 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。
- イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

- 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指 定するものではない。
- 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。
- 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考 資料」として提示するものである。
- (12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から24条に記載しているところであるが、その具 体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(営 繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。

(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し 負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生 年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福

和費」という。) を明示すること。 また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見 積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法に より適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順 」に準拠する等により適切に算出すること。

発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格 こ占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受 に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受 注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがな

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】

https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf 【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】

https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf 【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】 ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_0 00082 html

工事	名称	沖縄県立芸術大学崎山キャンパス彫刻棟LED設備改修工事						令和 7 年度
工事	場所	沖縄県那	覇市首里崎山4丁	目212+-1 図面名			電気	気設備特記仕様書(1)
発注	機関	公立大学法人 沖縄県立芸術大学				尺		NOSCALE
摘	要				図面	図面番号 E-01		E-01
		管理建築士	理建築士 設計 製図			名	称	I C S株式会社
検	即	申			設		者氏名	1 級建築士第266102号 知念 良正
					十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	登録	番号	事務所登録番号 第 13X-3517 号
						所	在 地	沖縄県中頭郡北谷町美浜1丁目-6-1

		〇 8 工事の記録	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。	○ 16 発生材の 適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。(建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調
		(1. 2. 4)		処理等 (1.3.9) (1)マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。
項目	特記事項	O 9 設計図CAD データの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。	発生材の種類及び処理方法 引渡しを要するもの ・ 無 ・ 有(図示) 特別管理産業廃棄物 ・ 無 ・ 有(図示) ※現場調査を行う 再利用を図るもの ・ 無 ・ 有(図示)
		0 10 施工管理体制 (1.3.1)	(1) 工事請負代金額が4,000万円以上(建築一式工事の場合8,000万円以上) の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。	(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入す
一般共通事項 〇 1 _工事実績情報の	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事		ア 現場施工に着手するまでの期間 ・請負契約の締結の日の翌日から 令和 年 月までEの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。	情報交換システム」(以下「COBRIS」という。)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時にCOBRISにより作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 (4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれ
(1.1.4)	については、登録を要しない。		イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を	かとする。 ただし、島内、もしくは建設発生木材(伐採木を含む)・建設汚泥については工事現場から50km以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。
〇 2 適用図書等 (1.1.6)	※公共建築工事標準仕様書(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)※公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)※公共建築設備工事標準図(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部		期间については、主性技術有及は監理技術有の工事現場への専任を要しない。 (2)主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用 関係が成立していなければならない。	施設へ搬出
	設備・環境課監修) ※営繕工事写真撮影要領(令和5年版) ※(建築、電気設備、機械設備)工事監理指針(令和4年版)(国土交通 省大臣官房官庁営繕部監修)		イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は 監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写 し)を提出しなければならない。	費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正 当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。
	※建築材料・設備機材等品質性能評価事業 (建築材料等・設備機材等) 評価名簿(令和4年版) (一般社団法人公共建築協会) ※	O 11 主任技術者等の 資格	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。	(6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準についてア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、「廃棄物」という。) については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関
〇 3 別契約の関連工事 (1.1.7)	(1) 関連工事との取り合いは、別表-1による。ただし、図示されたものを除く。(2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。		※ 資格の区分 1 次のイ又は口に掲げるもの イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検 定」という。)のうち、1級の電気工事施工管理の検定種目に合格 した者	係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のた必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別
O 4 工事の一時中止に 係る事項 (1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持		ロ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門又は建設部門に合格した者 ・ 資格の区分 2 次のイ又は口に掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1の口に掲げる者	な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発
	管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。		・ 資格の区分 3 次のイ又は口に掲げるもの イ 建設業法第 7 条第 2 号イ又は口に定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技	生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第 1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する 廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)
5 工事の余裕期間	・余裕期間を設定する工事 【 方式】 【以下から選択:発注者指定方式/任意着手方式/フレックス方式】 (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 (2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注 者は、余裕期間内の任意の日を工事の始別と定めることができ「工 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「、期通 知書(様式 - 1)」を作成し、発注者(契約担当者)に通知(提出)す	O 12 監理技術者の兼務 (特例監理技術者の 配置)	術、技能を有すると認定された者 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。 ※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認めない。	PCB等)が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適 切に処置する。
	ること。 (3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。	〇 13 施工条件 (1.3.3)	施工条件は、図示及び以下による。 ()	
6 概成工期 (1.2.1)		O 14 交通安全管理 (1.3.6)	国道 6 路線及び県道 7 路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(令和 3 年 2 月19日沖縄県公安委員会告示第38号)	
〇 7 施工図等 (1.2.3)	受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各(2)室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの	O 15 施工中の環境 保全等 (1.3.8)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月3 1日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第 487号)による建設機械を使用する。 (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排 出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第 249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき	
	限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。		指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン	エ事名称

٠.,										
		発生材の種類及び処理方法								
	引渡しを要するもの		無		有	(図示)				
	特別管理産業廃棄物	•	無		有	(図示)	※現場調査を行う			
	再利用を図るもの	•	無		有	(図示)				

- 県内の最終処分場に搬入す 紀(沖縄県産業廃棄物税)が
- 工事着手前に「建設副産物 う。)により作成した、「 足進計画書」を監督職員に提
- 棄物が適切に処理されたこ むした、「再資源化報告書 引用促進実施書」を監督職員
- 出する場合、以下のいずれ
- k木を含む)・建設汚泥につ ヾない場合は、この限りで いくる材を製造している再
- いくる材の製造を行ってい 材製造業者へ出荷している
- 搬費を含む処分費)は、前 っ運搬費と処分費(平日受入 込んでいる。したがって、正 する費用の変更は行わない。
- 及び粉体の取扱基準について
 - 生する濁水及び粉体(以下、物吸引機能を有する切断機れた廃棄物については、関のとし、必要と認められる

- ファルト舗装版切断に伴い発 成24年3月28日付け土技第
- ·舗装版切断に伴い発生する 1月17日付け土技第942号)
- 油等)の回収を要する機器 含む材料(アスベスト、鉛、 協議し、関係法令により適

0	17 工事の保健等	(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着エ日から工事完成期日後14日以上とする。 ※ 火災保険 ※ 組立保険 ※ 請負業者賠償責任保険 ・ 建設工事保険 ・ 労働災害総合保険			(5)建築物等の利用に関する説明書について ? 「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き(国土交通省ホームページに掲載)を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。 (6) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。	33 磁気探査	V.
		月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。 (3)建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識	0	23 情報共有システムの使用	本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 (1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】: ブロードバンド回線		
		を掲示する。			【パソコンOS】 : Microsoft Windows 8. 1/10 【推奨ブラウザ】 : Microsoft Edge 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。		
0	18 ゆいくる材に ついて	(1) ゆいくる材の利用 ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生			(2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)。		
		資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。 (2) ゆいくる材の品質管理	0	24 墜落制止用 器具	墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。	別表一1(関
		ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。	0	25 「労務費見積り 尊重宣言」促進 モデルエ事	本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。 実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行 要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建 設業連合会)等を参照し実施するものとする。	機器の基	
		ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初	0	26 建設キャリア アップシステム (CCUS) 活用について	本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県産設キャリアアップシステム(CCUS)活用	(はり、床 箱入れ (はり、床	
0	19 機材の品質等 (1.4.2)	※ 工事に使用する機材の品質等は図示(機器仕様書等)又はこれらと同等のものとする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。		07 (530 - +	工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」 (一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。	天井、壁 開口部補 インサー 換気扇の	強ト
	20 化学物質の 濃度測定	 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 (1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 測定対象室 測定箇所数 測定時期 備考 		(2.1.1)	本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。 監督員事務所を本工事で 監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。 (※設置しない・設置する(は構内 構外 既存建物内一部使用)) 監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。 設置する備品等の種類 数量 設置する備品等の種類 数量	換気扇の	<u>#X</u>
	(1.5.7)	(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。			・足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。	電気配管	配
	21 技術検査 (1.6.2)	中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。		28 土工事 (2.2.1)	建設発生土の処分は次による。 ※ 構内敷きならし・・構内たい積・構外搬出適切処理・搬出先名称()	自動制御	
	22 完成時の 提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づ			搬出先行作(搬出先所在地(運搬距離(km) 搬出先基準(条件)()	浄化槽 	動
		いて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。	0	29 塗装工事 (2.7.1)	めっき又は塗装が施された機材の塗装は図示による他、標準仕様書等、標準図による。	自動閉鎖	装
		(3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(一財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で(正)1部提出する。		30 機材	監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は 図示(機器仕様書等)によるほか標準仕様書等、標準図による。	※配線は	ţ ‡
		「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。	0	31 施工	監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。		
		(4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを 監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書		32 耐震施工	(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は 、指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。 ※ 「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」・		
		イ ゆいくる材出荷量証明書			・ (2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパン ションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。		

本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。

その他

- (1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。 (2) 以下の負担金は受注者の負担とする。
- ・ 電力引込に係る負担金(
 - (3) 図示されたものを除き、以下による。
 -)とする。
 - ・ 位置ボックスは(金属製 ・ 合成樹脂製 ・)とす。 ・ フラッシプレートは・(樹脂製 ・ ステンレス製 ・ 黄銅WB製 ・)とする。
 - ・ 長さ1m以上の入線しない電線管には、直径1.2mm以上の被覆鉄線を挿入する。 ・ 一般照明の照度測定を行う。照度測定を行う場所は、監督職員の指示による。

表一1(関連工事との取り合い)

		本工事	別途	工事
	工事内谷	電気	機械	建:
	屋内設置(架台、アンカーボルトを除く)			×
機器の基礎	屋上設置(架台、アンカーボルトを除く)	-		×
	屋外設置(架台、アンカーボルトを除く)	*		
	架台、アンカーボルト	*		
	スリーブ	*		
貫通スリーブ	補強鉄筋			>
(はり、床、壁)	スリーブの穴埋め	*		
	箱入れ	*		
箱入れ	補強鉄筋			>
(はり、床、壁)	型枠の穴埋め	*		١.
	墨出し	*		١.
天井、壁の切り込	み 下地組み、ボード類切り込み			>
	(埋込照明器具、スピーカー等)			
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地			>
インサート	インサート	*		
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	•	*	
	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配	線 •	*	
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給 配管、配線	*	•	
	天井吊り機器(空調機、空調換気扇)の本体と操作スイッチ間の配管	*	•	
電気配管配線	上記の配線		*	
	パッケージ型空気調和機などで屋内機と屋 外機との間の配管	*	•	
	上記の配線		*	
	電極棒及びフロートスイッチの本体		*	
	上記の配管、配線	*		
	電気配管			
自動制御	電気配線			
	電源供給	*		
浄化槽	操作盤までの1次側電気工事	*		
	操作盤以降の2次側電気工事		*	
建具類駆動装置	建具類電動駆動装置の2次配線及び操作スイ	ッチ		>
	上記の配管	*		Ė
自動閉鎖装置	自動閉鎖装置取り付け箇所の切り込み及び補			>
	上記の配管、配線	*		
		· `		

※配線は接続を含むものとする。

工事	各称	沖縄県立芸術大学崎山	Jキャンパス彫刻棟LED型	设備改修工事	I	年度	令和 7 年度				
工事	易所	沖縄県那	覇市首里崎山4丁	目212+-1	図画	名称	電気設備特記仕様書(3)				
発注	義関	公立大	学法人 沖縄県立	芸術大学	箱	尺		NOSCALE			
摘	要				図	番号		E-03			
		管理建築士	設計	製図		名	称	I C S株式会社			
検	印				設計	黄帝省氏名		1 級建築士第266102号 知念 良正			
					者	登 錄	番号	事務所登録番号 第 13X-3517 号			
						所名	生地	沖縄県中頭郡北谷町美浜1丁目-6-1			







